

マレーシアの政策概要

■ 政策枠組

総合計画

● 使い捨てプラスチックゼロに向けたロードマップ（2018-2030年）（詳細①）

基本法制度 拡大生産者責任 (EPR)

・ 固形廃棄物・公共清掃管理法（2007制定、2011年実施）
・ EPR：環境品質法（1974）に「汚染者負担原則」（任意）が含まれる
※2025年を目途に導入予定

■ 資源循環

リデュース

レジ袋の最低汚染料を継続、2025年までに非固定施設にも拡大

リユース リサイクル

・ リサイクル率目標：22%（2020年）、28%（2030年）（2016年度比）
・ 個別リサイクル法が今後発表予定
※プラスチックの循環経済ロードマップ策定準備中

マイクロ ビーズ

産業レベルでの個別取り組み

代替素材

パック飲料にバイオストローを導入（2022年）、2022年～2025年にその他製品にも拡大（食品包装等）

公共調達

生分解・堆肥化可能プラスチック容器包装材に係るエコラベル指標を設定（再生プラスチック、再生ゴムも含む）

■ 適正処理

廃棄物処理 体制

・ 固形廃棄物・公共清掃管理法（2007年制定、2011年実施）
・ 国家廃棄物管理戦略・行動計画を今後発表予定

流出防止

・ 国家下水道マスタープラン
・ 国家下水道整備マスタープラン

ごみ回収

固形廃棄物・公共清掃管理法：再生可能材の発生源分別等に係る規制

■ 横断的取組

技術開発

マレーシア投資開発庁（MIDA）による生分解性・バイオマス・リサイクルプラスチック生産に係る事業者への税優遇措置

普及啓発 官民協力

・ マレーシアプラスチック製造業協会、マレーシアプラスチックリサイクル業協会等の民間団体がプラスチックごみ対策に関するコミットメントを発表
・ スウェーデン政府等と連携しプラスチックバリューチェーン管理を通じた海洋プラ削減を目指す「SEA Circular Project」の実施

科学的知見 の蓄積

マレーシア海洋問題研究所による海洋プラスチック汚染に係るパイロット調査、レジ袋製造業者への汚染料の代替品研究資金への活用

国際協力

・ 世界銀行との「PROBLUE」プロジェクト
・ GIZ、Green Techマレーシアとの東南アジアでの使い捨てプラスチック削減連携行動（CAP-SEA）
・ BHC・WRAP（英）と連携したMalaysia Plastic Pactなどの実施

①マレーシア：使い捨てプラスチックゼロに向けたロードマップ（2018-2030年）

使い捨てプラスチックの削減に向けて、5つの原則（共有責任、持続可能な開発、予防原則、参加、より良い統治）に基づいてロードマップを制定している。2030年までの使い捨てプラスチックゼロ達成のために、地方政府、地域産業に対する指針を提供するために策定され、随時更新されるものである。

策定年・期間 2018年10月承認

目標等

2030年までの使い捨てプラスチックゼロ達成

対策

- 3期におよぶ取組の実施（2018年～2021年、2022年～2025年、2026年～2030年）
- Refuse、Reduce、Reuse、Recycleの徹底
- ガバナンスの強化（エネルギー科学技術・環境・気候変動省及び住宅・地方自治体省の大臣を共同議長とする実施のための共同大臣委員会の設置、エネルギー科学技術・環境・気候変動省内に実施モニタリングのための事務局設置等）
- 代替品市場の強化：レジ袋、食品トレイ、ストローに集中
- 各種ガイドラインの作成（地方政府に向けた生分解・堆肥可能プラスチックに関する技術ガイドライン等）
- 2021年までに全てのプラスチック輸入を禁止（一部国を除く）

実績

- 2020年：プラスチックの循環経済ロードマップの策定準備
- 2023年：プラスチック汚染料の全国的導入（予定）
- 2025年：自主的なEPRの導入（予定）
- 2030年：義務的EPRの導入（予定）

※「ENVIRONMENTAL SUSTAINABILITY IN MALAYSIA」（2021年8月公表）参照